

# 米国経済制裁法の域外適用を巡る国際法及び金融政策上の課題

早稲田大学 久保田隆

## 1. 問題の背景

最近米国では、財務省外国資産管理局 (OFAC) や NY 州金融サービス局 (DFS) 等が中心となり、外国銀行が外国で行った行為に対し、イラン、スーダン等の経済制裁対象国に対する自国法をマネーロンダリング対策法と絡めて広範に「域外適用」(自国領域外に自国法を適用すること。国際法上は一定の制約がかかる) し、裁判所による司法判断を仰ぐ以前に行政罰として高額な制裁金を科し、米ドル取引の禁止等の厳しい措置を命じる動きを加速している。例えば、仏 BNP パリバ銀行 (2014 年 6 月。過去最高 89 億ドル制裁金) や英 HSBC 銀行 (2012 年。当時の過去最高 19 億ドル制裁金) のほか、邦銀も制裁を科された。銀行は評判低下リスクを避けるため、裁判所で長期間争うよりは過大であっても行政罰を受け入れざるを得ない。ところが、最近の制裁金の高騰でそうした規制コストが高まり、外国銀行の経営を圧迫しかねない状況にある。また、米国法の域外適用を受ける欧州・日本ではかつては米国に積極的に抗議してきたが、最近では「テロとの戦い」等で首脳同士がソフトロー合意しているからか沈黙しがちである。外国銀行は、米国法人と取引するか米ドルを扱うと米国法が適用され得るため、米国法を念頭に置いたコンプライアンス・コストが益々高まり、経営を圧迫している。

## 2. 検討課題

米国の広範な域外適用は、国際法上の適法性に様々な疑義が残る。しかし、国際法が未整備であることや、米国法の中にある様々な管轄権拡張の仕組み (例: 米ドル・コルレス口座管轄、属人主義に米国法の共謀罪や幫助等を絡めた管轄等) を介して国際問題を米国の国内問題化したり、米国法それ自体が国際法をあまり重視しないことにより、問題はなかなか解決に至っていない。そこで、まず法的問題を整理し、検討する。

一方、制裁金の高騰は、米ドル・金融システムの主要な担い手の一部である外国銀行の経営を圧迫することを通じて米国金融システムの不安定化を招く可能性も指摘されるようになった。例えば、Patrikis 元 NY 連銀副総裁は、このままでは外国銀行による様々な米ドル決済回避の動きを加速させ、米国金融システムの不安定化を招きかねないとした上で、金融規制における国際協調の枠組みである母国と受入国の共同監督体制 (バーゼル・コンコルダート) に経済制裁を組入れる提案を行っている。そこで、次に米ドル決済回避の現実性や国際枠組み作りの課題といった金融政策面での問題を考察する。

## 3. 参考文献

久保田隆 『米ドル・コルレス口座』管轄の拡大とアメリカ金融政策上の懸念」国際商事法務 42 巻 10 号 (2014 年 10 月)